三　次に掲げる嗅覚の障害
イ　嗅覚の喪失
ロ　嗅覚の著しい障害であって、長期にわたり身体に存するもの
四　次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
イ　音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
ロ　音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害であって、長期にわたり身体に存するもの
五　次に掲げる肢体不自由
イ　一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害であって、長期にわたり身体に存するもの
ロ　一上肢又は一下肢のいずれかの指を末節骨の一部以上で欠くもの
ハ　一上肢若しくは一下肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害であって、長期にわたり身体に存するもの
ニ　イからハまでに掲げるもののほか、その程度がイからハまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害
六　循環器、呼吸器、消化器又は泌尿器の機能の障害であって、長期にわたり身体に存し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの
（重大事故等に該当することとなる中毒の原因となる物質）
**第六条**　令第四条第三号の内閣府令で定める物質は、一酸化炭素とする。
（相談員）
**第七条**　消費者安全法（以下「法」という。）第十条第一項第一号又は第二項第一号に規定する者は、次に掲げるいずれかの資格を有する者又はこれらと同等以上の専門的な知識及び経験を有する者とする。
一　独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）が付与する消費生活専門相談員の資格
二　財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格
三　財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格
（消費生活センターの設置の公示）
**第八条**　法第十条第三項の内閣府令で定める事項は、法第八条第一項第二号イ及びロ又は第二項第一号及び第二号の事務を行う日及び時間とする。
（情報の通知）
**第九条**　法第十二条第一項の通知は、電話、ファクシミリ装置を用いて送信する方法その他消費者庁長官が適当と認める方法によって行うものとする。ただし、電話によって行った場合は、速やかにその内容を書面、ファクシミリ装置を用いて送信する方法その他消費者庁長官が適当と認める方法で提出し、又は第六項に規定する措置を講じなければならない。
2　法第十二条第一項の内閣府令で定める事項は、重大事故等が発生した日時及び場所、当該重大事故等が発生した旨の情報を得た日時及び方法、当該重大事故等の態様、当該重大事故等の原因となった商品等又は役務を特定するために必要な事項並びに被害の状況（被害が生じた重大事故等の場合に限る。）とする。
3　法第十二条第二項の通知は、書面、ファクシミリ装置を用いて送信する方法その他消費者庁長官が適当と認める方法によって速やかに行うものとする。
4　法第十二条第二項の内閣府令で定める事項は、消費者事故等が発生した日時及び場所、当該消費者事故等が発生した旨の情報を得た日時及び方法、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等の原因となった商品等又は役務を特定するために必要な事項並びに被害の状況（被害が生じた消費者事故等の場合に限る。）その他当該消費者事故等に関する事項とする。
5　法第十二条第三項第三号の内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であって、それぞれ当該各号に定める者に対し、消費者庁長官が適当と認める方法により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告することとされているものとする。
一　行政機関の長　内閣総理大臣
二　都道府県知事　行政機関の長
三　市町村長　行政機関の長又は都道府県知事
四　国民生活センターの長　行政機関の長
6　法第十二条第二項の場合における同条第四項の内閣府令で定める措置は、全国消費生活情報ネットワーク・システム（消費者の被害に迅速に対処するため、国民生活センター及び地方公共団体が、オンライン処理の方法により、消費生活に関する情報を蓄積し、及び活用するシステムであって、国民生活センターが管理運営するものをいう。）への情報の入力とする。
（譲渡等の禁止又は制限）
**第十条**　法第十八条第四項の告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
一　譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限する商品等の名称、型式その他の当該商品等を特定するために必要な事項
二　譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限する期間
**附　則**
この府令は、法の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

**○内閣府令第四十九号**

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）の施行に伴い、及び家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）を実施するため、家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎

家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令

家庭用品品質表示法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第百六号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を削る。

第三条の見出し中「経済産業大臣」を「消費者庁長官」に改め、同条中「第三条第三項」を「第四条第三項」に、「経済産業大臣」を「消費者庁長官」に改め、同条を第一条とする。

第四条の見出し中「経済産業大臣」を「消費者庁長官」に改め、同条中「法」を「家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号。以下「法」という。）」に、「第三条第四項」を「第四条第四項」に、「当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣」を「消費者庁長官」に改め、同条を第二条とする。

第五条中「第十九条第一項」を「第十九条第二項」に、「第三条第四項」を「第四条第四項」に、「当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣」を「消費者庁長官」に改め、同条を第三条とする。

第六条第一項中「第十九条第一項」を「第十九条第二項」に、「第三条第四項」を「第四条第四項」に、「様式第二」を「様式第一」に、「当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣」を「消費者庁長官」に改め、同条第二項中「第十九条第一項」を「第十九条第二項」に、「様式第三」を「様式第二」に、「当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣」を「消費者庁長官」に改め、同条を第四条とする。

第七条を削る。

様式第一及び様式第一の二を削り、様式第二を様式第一とし、様式第三を様式第二とする。

**附　則**

この府令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。